

阿南市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者
の指定等に関する要綱

平成29年2月1日

阿南市要綱第7号

改正 平成29年12月28日要綱第63号

改正 平成30年9月26日要綱第53号

改正 令和6年3月28日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、阿南市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙）で使用する用語の例による。

(指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定（以下「指定」という。）の申請は、指定の効力が生ずる日の属する月の2月前の1日から末日までに行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、

指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした事業者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の拒否）

第5条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、指定をしてはならない。

- (1) 阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年阿南市要綱第7号。以下「人員等基準要綱」という。）に基づく基準を満たさないとき。
- (2) 法第70条第2項第4号から第5号の3までの規定に該当するとき。
- (3) 法第77条第1項、第78条の10、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、その処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備の状況その他の当該処分に係る当該指定事業者の責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないとすることが相当であると認められるときを除く。
- (4) 申請者と密接な関係を有する者が、法第77条第1項、第78条の10、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当

該指定の取消しが、その処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備の状況その他の当該処分に係る当該指定事業者の責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないとすることが相当であると認められるときを除く。

(5) 法第77条第1項、第78条の10、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に法第75条第2項、第78条の5第2項若しくは第115条の5第2項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(6) 当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれにも該当しない申請者であっても、指定を行うことにより、阿南市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における総合事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合には、市長は、指定を行わないことができる。

（変更の届出等）

第6条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、当該変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、再開しようとする日の10日前までに行わ

なければならない。

- 3 指定事業者は、総合事業の廃止又は休止をする場合には、その廃止又は休止の日以降においても引き続き当該総合事業のサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の指定事業者等との連絡調整その他の便宜を図らなければならない。

(指定の更新)

第7条 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業所の指定の更新の申請は、当該満了の日の属する月の2月前の末日までに行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その旨を、当該申請をした指定事業者に通知するものとする。

- 3 第4条第3項の規定は、前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者について準用する。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第9条 市長は、第4条及び第6条から前条までの規定による指定、指定の更新、届出の受理、指定の取消し並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をした場合には、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を徳島県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 総合事業の開始、廃止、休止若しくは再開の年月日又は指定の辞退若しくは取消しの年月日若しくは停止期間
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日要綱第7号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。